

古地図を活用したまち歩きアプリ等開発業務委託 仕様書

1 業務名

古地図を活用したまち歩きアプリ等開発業務

2 業務の目的

長州藩の絵図方が製作した精巧な「古地図」について、携帯端末（スマートフォン・タブレット）で閲覧・まち歩きが可能となるシステムを開発・運用するとともに、首都圏や京阪神など、大都市圏メディア等へのプロモーションを展開することにより、誘客拡大と本県観光ブランドの確立を図る。

3 契約期間

契約締結の翌日から平成31年3月31日まで

4 委託料

18,360,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5 納品場所

（一社）山口県観光連盟

「古地図を片手に、まちを歩こう。」全28コースを網羅したアプリケーションについては、平成30年9月30日までに公開すること。

6 委託業務内容

（1）古地図のまち歩きについて

本県では、長州藩の絵図方等が作成した美しい古地図が豊富に残されており、地元ガイドの案内で、古地図を片手に城下町や宿場町などを散策し、往時の街道や町並み、人々の暮らしぶりに出会えるガイドウォークを県内各地で実施している。県内外の多くの観光客に好評の企画であり、本県を代表する観光素材の一つである。

※詳細は、別添リーフレット「古地図を片手に、まちを歩こう。」を参照。

（2）アプリ等開発に係る戦略的な視点

ターゲットについて、現在、古地図を使ったまち歩きのメインユーザーである年齢層（アクティブシニア）は十分意識しつつも、携帯端末ならではの楽しみ方（ゲーム、写真撮影機能等）を付加するなど、本県の弱みである若年層に照準を合わせた事業を展開する。

(3) アプリ等について

「古地図を片手に、まちを歩こう。」全 28 コースを網羅したアプリケーションについては、平成 30 年 9 月 30 日までに公開すること。

【全般的事項】

①対象コース

現在、県内で展開している「古地図を片手に、まちを歩こう。」全 28 コースを網羅すること。

②制作・運用・保守するアプリ等

◆iPhone、Android 対応のアプリケーション

iOS 及び Android の最新バージョンに対応すること。

◆Web (マップビューワデザイン、カスタマイズ)

各種ブラウザの最新バージョンに対応すること。

③アプリ等のユーザビリティ

- アプリ等は、老若男女問わず使いやすさ、心地よさ、楽しさを追求したデザインであること。
- アプリケーションのダウンロードが容易で、かつ、初期画面において使い方が説明されるなど、ユーザーにとって導入が容易な仕組みであること。
- 「歩きスマホ」による危険性を除去するための対策を講じること。

④専門機関との連携等

山口県文書館や萩博物館など、「古地図」の権利を有する専門機関や関係自治体の助言を受けること。また、コンテンツの制作にあたっては、現在「古地図を片手に、まちを歩こう」に携わっている地元ガイドの意向を踏まえること。

⑤その他の事項

- 「古地図を片手に、まちを歩こう。」公式ロゴを使用すること。
- 今後、将来にわたってシステムを健全に持続できるよう、運用コストの低減策についても提案すること。
- サービス開始後、PDCAサイクルに沿って継続的にシステムを改善できるよう、性別、年齢、居住地等のマーケティングデータを抽出、提供すること。

【機能的事項】

- ① GPSと連動し、携帯端末上での「古地図のまち歩き」を可能とすること。
 - ② 若年層の興味を喚起しやすいよう「ゲーム性」、「エンターテイメント性」に配慮した企画を盛り込むこと。
 - ・次々と各コースを体験したくなるような仕組みを提案すること。
 - ・一人旅でも家族旅行でも楽しめる内容であること
 - ・操作方法が簡単であること。
- 例) 各コースの史実にちなんだクイズやミッションを提示。ミッションクリアに伴うポイントにより、ノベルティなど特典が受けられる。

- ③ 写真撮影機能など、SNS等との連携を図る仕組みであること。
- ④ 歴史愛好者にとっても満足度の高い体験型コンテンツとして制作すること。
- ⑤ 「古地図を片手に、まちを歩こう。」各コースごとに、見どころスポットを10か所程度ピックアップし、スポットに関する絵図や写真、解説、動画などの詳細な情報がオンデマンドでユーザーに提供できるようにすること。
- ⑥ 「古地図」に関する情報だけでなく、各コース周辺の史跡(幕末維新関係を中心に)、観光地、食に関するスポット・情報も5～10程度紹介すること。
- ⑦ システム開発後に、地元において柔軟に情報の更新ができるよう、コンテンツ管理システムを整備すること。

(4) 広報PRの提案及び実施

本事業の効果を高めるため、首都圏や京阪神など県外大都市圏における効果的なPR方法、広報媒体について具体的な提案を行い、協議の上、予算の範囲内で実施すること。

(5) システムの保守について

- ① システム構築以後の、アップデート対応や保守に関する内容及び業務体制が整っていること。
- ② 携帯端末OSの更新に対応し、動作が保証される業務体制が整っていること。

(6) 全体を通しての作業について

アプリ等制作において、情報や画像使用权等の交渉については、原則として受託者で行うこと。

ただし、県の対応が必要である場合は、その限りではない。

7 成果品

(1) 構成ファイルや動作に必要なデータ類

納品されたプログラムを動作させるために必要なファイルはすべて納品すること(委託作業で作成されたもの、他のプログラム流用したものすべて)。

(2) 技術資料(設計書・設定資料)

プログラム動作にかかわらず、委託作業で作成された資料および議事録など提出可能な物はすべて提出すること。また、サーバー移管する場合に必要な資料も提出すること。

(3) 基本要件項目に対する各種確認項目/エビデンスの発行

基本要件項目が正しく履行されたか確認するための、確認項目/エビデンスを発行すること。

◆最低限必要な確認項目/エビデンス

①テスト計画書・成績書（操作テストに加え、互換性テストも実施すること）

②アクセシビリティ確認結果

③W3Cテスト結果

④セキュリティテスト結果

（XSS・SQL インジェクション・コマンドインジェクションチェック等）

※ もし、W3Cテストやアクセシビリティテストで合格しない項目がある場合は、その理由を明記すること。

（４）マニュアル、資料

県・市町職員や地元ガイド向けの操作マニュアルやトレーニングマニュアルを納品すること。

- ・操作マニュアル、バックアップ、リストア手順書
- ・障害時対応マニュアル

（５）納品形式

上記一式を納めた CD-ROM（正副 2 枚組）を基本とする（一部印刷物でも可）。

なお、契約書に定めるところの瑕疵期間中に発生した問題については、上記 CD-ROM にも反映し改版を再提供すること。

8 所有権並びに著作権

成果品及び委託業務で得た資料の所有権および著作権については、（一社）山口県観光連盟に帰属するものとする。

9 留意事項

- （１） 規格・内容等については、提案時点におけるものであり、契約締結の結果受託候補者と協議の上、変更を加えることがある。
- （２） 業務における成果品（業務を行う上で制作したデータ等を含む）の著作権、所有権については、（一社）山口県観光連盟に帰属するものとする。
- （３） 本概要に定めのないものについては、適宜、委託者と協議を行い、その決定に従うものとする。